



本号の内容

1. 海外トピックス：中国、台湾、ベトナム
2. 特集：海外現地法人撤退時の留意点について
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：中国会社法の改正

1. 海外トピックス

中国：2023年に四輪車、販売目標を達成した業者は27%

中国自動車流通協会(CADA)は、3月1日、国内の四輪自動車販売業者のうち、2023年内販売目標を達成できたのは27.3%であったとのアンケート結果を発表しました。CADAは、メーカーが新型コロナ禍の需要回復を見越し販売業者に高い目標を課したものの、需要回復が鈍く、目標未達の業者が多かったことを、主な要因として挙げています。

台湾：電力料金上げが決定

経済部（日本の経済産業省に相当）は、3月22日、電力料金に関する審議会を開催し、4月1日より、料金を11%引き上げることと決定しました。政府からの補助金1,000億台湾ドル（約4,730億円）を前提に、民生用電力料金は10%までの引き上げとなる一方、産業用電力料金は事業内容や使用量に応じ7～25%までの幅で引き上げられます。

ベトナム：1～2月の輸出額が前年同月比19%増

ベトナム統計総局（GSO）は、2月26日、1～2月の輸出額が前年同期比19.2%増の593.4億米ドル（約8.9兆億円）と発表しました。外需が回復基調であり、コンピュータ電子製品・同部品、農産物輸出が増加したことが要因で、輸出産業が復調したとみる向きがあります。

2. 特集：海外現地法人撤退時の留意点について

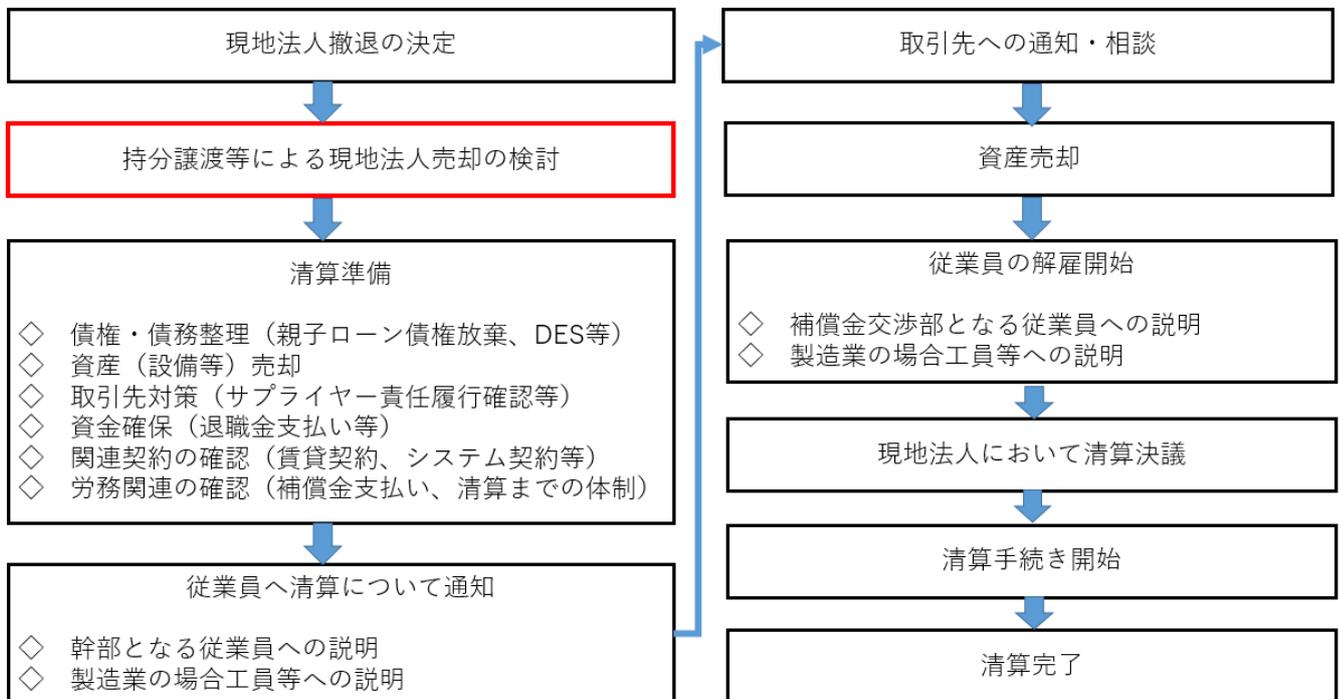
信金中金は、信用金庫取引先から様々な海外ビジネスについて相談を受けていますが、2023年度は海外拠点の撤退に関する相談が過去3年間と比べ多い状況です。

撤退を検討する理由としては、現地運営コストが上昇して利益確保が難しくなってきたこと、中長期的に現地での売上見込みが立たないこと、日本国内での事業が不振となり海外拠点維持が困難になってきたこと等があげられます。撤退に関する方法について、従前は清算による撤退が主でしたが、近年は持分譲渡、事業譲渡などの方法を望む企業が増えてきています。

そのため、海外現地法人撤退に係る一般的な方法について解説するとともに、近年相談の多い中国、タイ、ベトナム、インドネシアの国別に留意点を解説します。

(1) 総論

一般的に中小企業が撤退するにあたっては、次のようなプロセスで進んでいきます。



最初に、現地法人撤退の決定をした後は、持分譲渡等による現地法人の売却か清算を検討することになります。持分譲渡ができない場合は、清算手続きへと入ります。持分譲渡、清算に係る留意点は、以下の通りです。

イ. 持分譲渡・事業譲渡

持分譲渡は、現地法人所在の国・地域によって詳細は異なりますが、現地法人へ出資している持分を第三者へ売却することです。事業譲渡については国・地域によっては制度上できないことも多く、一般的に「海外現地法人売却」という場合は、持分譲渡の手法が採られます。

持分譲渡にあたり、持分を売却する相手が、日本人または日系企業である場合は、日本国内での取引となることも多く、比較的スムーズにいきますが、他国・地域企業へ売却する場合は、交渉、契約書面等時間がかかることがほとんどです。売却価格に

については、売却時の企業価値に依ります。持分譲渡は、情報の機密性も高く、高い実務レベルが要求されるため、専門家に必ず相談をしてください。

ロ. 清算

現地法人の所在する国・地域における清算手続きに則って、進めていくこととなります。一般的には、次の点に注意が必要であると言われてしています。

① 債権・債務の清算

債権回収を進めると同時に、債務返済を進めます。債務を全額返済できない場合、親子ローンは、親会社からの債権放棄を検討することになります。

② 資産の売却

自社土地・工場・製造設備を有している場合、売却が必要です。

③ 社員解雇にあたっての補償金

国・地域によっては企業への勤務期間により補償額が決まっていますが、その補償額について納得がいかない者との交渉は長期化することがあります。

④ 税務調査

法的な清算手続きを開始すると現地の税務当局が査察に入ることがあります。その際に過去の取引について税務面での指摘が入った場合には、徴税されることとなります。

⑤ 資金調達

一連の清算手続きにおいて、企業の現預金が不足することがあります。この場合、増資が必要となる場合があります。

(2) 各国での撤退における留意点

イ. 中国

従業員を解雇するにあたっての経済補償金対応がよく問題となります。補償金額は法令により制定されていますが、これを上回るケースがほとんどです。

ロ. タイ

BOI 認定を取得して進出している場合、土地を購入している場合は売却を先行して進める必要があります。

ハ. ベトナム

製造業で、工業団地内の区画に入居している場合、土地使用权を工業団地からサブリースされていることがほとんどです。撤退にあたっては、サブリースを解約し、前払い分の使用料金を返還してもらうことが必要です。

ニ. インドネシア

清算手続きを開始したあと、税務監査が入り、最終的な税払いを行い、銀行口座を閉鎖するまで最低1年から2年程度かかることを想定しておく必要があります。

(3) その他

撤退については、個別企業ごとに対応方法が異なります。本稿についてのご不明な点は、お取引のある信用金庫へご連絡ください。

3. 最近寄せられた相談事例

Q 中国でこのたび会社法が改正されたと聞きました。改正内容の概要と外資企業が留意する点を教えてください。

A 中国政府は2023年12月29日、2度目の全面改正（1993年施行）となる会社法を公布（以下、「新会社法」という）しました。同法は2024年7月1日より施行されます。新会社法では、登録資本金に関する払込期限が設定されたほか、多くの新规定が制定されました。外資企業も新会社法に沿った事業運営が求められることから、規定内容の理解は不可欠です。以下、主な留意点を挙げます。

① 資本金の払込期限の法定化

新会社法では、株主は定款で定められた内容に従い、会社の設立日から5年以内に出資額を払い込むこと、当該払込みは董事会（役員会）が管理すること、払込みがなされない場合、株主としての権利を失うことが規定されています。払込みがなされないことにより会社が損害を被った場合、責任者である董事が賠償責任を負うことも規定されていることから、中国に企業を設立する際の出資金は、これまで以上に慎重に決める必要があります。

② 株主以外の持分譲渡に関する手続簡素化等

株主が持分を他の第三者に譲渡する場合、従前は企業における他の株主の同意が必要でした。新会社法では、譲渡する持分、価格、支払方法、期限等の情報を書面で通知することと規定されており、手続きが明確かつ簡素化されました。

③ 減資に関する制度の追加

新会社法では、株主は原則として出資持分割合に応じた減資しかできないことが規定されました。従前は外資系企業が中外合併企業の経営から手を引くにあたり、自身の出資持分のみを減資するという手法が取られることがありましたが、新会社法では、全株主間で減資に係る契約を締結、または定款において別規定を設けていない限り、当該手法は採れません。

上述以外にも新会社法については留意事項があるため、企業運営にあたり不明な点がある場合は、専門家へ相談することが推奨されます。

本稿についてご不明な点があれば、お取引のある信用金庫へご連絡ください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。